

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	建築住宅課	検索番号	1-15
法令名	建築基準法	根拠条項	51	
許認可等	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可			
(根拠規定)				
卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければならないが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、この限りでない。				
(許認可等の基準)				
卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可申請に当っては、次の要件を満たすものでなければならない。				
卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給施設に関する取扱いについて				
1 標記各施設は、次項の場合を除き原則として都市計画の施設として決定するものとする。				
なお、この場合、地方公共団体が建築するものについては都市計画決定を行い、民間が建築するもの(建築基準法施行令第130条の2の3に規定するものを除く。)については建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うことを原則とする。				
2 標記各施設のうち建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とするが、その実施にあたってはあらかじめ関係部局と協議しておくこと。				
(1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響が少ない場合				
(2) 将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合				
(3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はこれらの計画の構想が確定していない場合				
(4) その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合				
産業廃棄物の処理施設等の取扱いについて				
1 産業廃棄物の処理施設で、建築基準法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当するものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する産業廃棄物処理施設(工場等の敷地内に位置する産業廃棄物処理施設で、当該工場等により排出される廃棄物に限って処理を行うものを除く。)とする。なお、この場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第4号及び第5号かつ書きに規定する施設をも対象とするものとする。				
2 ごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)で建築基準法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当するものは、1日の処理能力が5トン以上のものとする。				
その他都市計画課編集の「都市計画決定の手続きガイドライン」によること。				